

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年3月18日

日本の新型コロナウイルスへの対応に関する情報提供 3/18

(ポイント)

- 3月18日、新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」の追加措置が決定されました。
- 本件措置のうち、邦人の皆様に関連する主要点を以下のとおりお知らせします。
- やむを得ずイスラエルから出国し日本への帰国等を検討される際には、以下の内容とあわせてイスラエル当局の最新情報の入手にも努めていただくとともに、渡航の必要性を慎重にご検討下さい。

(追加検疫措置 (邦人関連情報))

1 以下の対象国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

2 対象国

シェンゲン協定加盟国 (注) 又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニア

(注) アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3 上記1の措置は3月21日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間実施される。右期間は、状況に応じて更新される。

4 第三国・地域から 対象国経由で日本に入国する場合も本件措置の対象となる。

5 上記を含めた検疫措置の強化に係る問い合わせ先
(厚生労働省)

+81-3-3595-2176

【ご参考】

(これまでの検疫措置 (邦人関連情報))

1 中国 (香港及びマカオを含む。以下同様。) 及び韓国からの入国者に対し, 検疫所長の指定する場所で14日間待機し, 国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

2 航空機の到着空港の限定等

(1) 航空機: 中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。

(2) 船舶: 中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。

(3) 第三国・地域から 中国や韓国経由で日本に入国する場合も本件措置の対象となる。

(厚生労働省ホームページ)

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>